

別記様式第1号 (第6条関係)

申請日

令和6年 7月 ●日

文京区長 殿

文京区ベビーシッター利用料助成金交付申請書 兼 口座振替依頼書

申請者 (保護者)

住所	文京区春日 1-16-21 ●●ハイツ 501
氏名	文京 花子
電話番号	03-5803-●●●●
メール	bunkyo@●●.●●.jp

文京区ベビーシッター利用料助成金交付要綱第6条の規定により、以下のとおり申請します。

なお、申請に当たり、区が申請内容を確認するため、利用したベビーシッター事業者等へ照会することに同意いたします。また、交付決定された場合には、以下の口座に振り込んでください。

1 対象児童 ※ 対象児童ごとに申請書を記入すること

フリガナ	ブンキョウ タロウ	生年月日	令和●年 ●月●●日
児童氏名	文京 太郎		

2 振込先の口座 ※ 申請者以外の口座の場合は添付すること

金融機関	●●	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合	●●	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input checked="" type="checkbox"/> 支店
金融機関コード	● ● ● ●	支店コード	● ● ●	
振込口座	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	● ● ● ● ● ● ● ●
口座名義	フリガナ	ブンキョウ ハナコ		
	氏名	文京 花子		

3 申請内容 ※

申請時間	10 時間	申請額	27,100 円
------	-------	-----	----------

4 申請内容の確認

申請に当たり、次の事項を全て満たしていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
-------------------------	---

(1) 未就学児一人に対してベビーシッター一人による保育でした。または、保護者とベビーシッターが共同保育を行いました。

(2) 添付した領収書は、他の制度による助成申請に使用していません。または、使用した割引を差し引いて申請をしました。

(3) 子ども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を確認しました。

別表 ※ 受付締切日までに申請すること。

必ずチェック

四半期（受付締切日）	<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年 4～6月分	（令和6年 7月31日（水））
	<input type="checkbox"/> 令和6年 7～9月分	（令和6年10月31日（木））
	<input type="checkbox"/> 令和6年10～12月分	（令和7年 1月31日（金））
	<input type="checkbox"/> 令和7年 1～3月分	（令和7年 4月11日（金））

合計		10 時間 15 分	27,100 円
利用日	利用時間帯	申請時間数	割引後の保育利用料
4 月 1 日	10 : 00 ~ 11 : 30	1 時間 30 分	3,300 円
4 月 2 日	10 : 00 ~ 11 : 30	1 時間 30 分	3,300 円
4 月 3 日	10 : 00 ~ 11 : 30	1 時間 30 分	3,300 円
5 月 1 日	21 : 00 ~ 23 : 00	2 時間 0 分	6,000 円
5 月 2 日	21 : 00 ~ 23 : 15	2 時間 15 分	6,750 円
6 月 1 日	6 : 45 ~ 8 : 15	1 時間 30 分	4,450 円
月 日	: ~ :	時間 分	円
月 日	: ~ :	時間 分	円

（参考）申請時間と申請額の書き方について

- 申請時間には、「1時間未満を切り捨てた申請時間数の合計」をお書きください。

記入例の場合は、10時間15分の15分を切り捨てた、10時間です。

- 申請額には、「割引後の保育利用料の合計」と「申請時間×助成上限金額」を比較して、少ない方の額をお書きください。

助成上限金額は、7時～22時 1時間 2,500円（22時～翌7時 1時間 3,500円）です。

記入例の場合は、27,100円と28,000円を比較して、27,100円です。

7時～22時 7時間45分 （申請時間）7時間 （助成上限金額）2,500円

22時～翌7時 2時間30分 （申請時間）2時間 （助成上限金額）3,500円

*22時～翌7時の端数が30分以上のため 残りの （申請時間）1時間 （助成上限金額）3,500円

（申請時間）10時間 （助成上限金額）28,000円

***各利用区分の端数を合算するときの助成上限金額について**

7時～22時の利用と22時～翌7時の利用のそれぞれに1時間に満たない利用時間があり、これを合算すると1時間を超えるとき、

22時～翌7時の利用時間が30分以上の場合は3,500円、そうでない場合は2,500円を上限に助成します。

記入例の場合は、7～22時の45分と22～翌7時の30分を合算すると1時間を超え、

22時～翌7時の利用時間が30分以上のため、この1時間の助成上限金額は3,500円です。

区HP（注意事項・よくある質問）▶

